

7 外国人児童生徒のための支援

令和3年10月1日現在

※ 新型コロナウイルスの影響により中止となった事業は「【中止】」、同理由により内容が変更となった事業は「【変更】」と「名称」欄に記載しています。

市町村名	名称	実施主体	事業内容	令和3年度の内容
1 千葉市	A 外国人児童指導教室	千葉市教育委員会	外国人児童に対して、日本語指導及び学校生活への適応指導を行う。	市内2校の小学校に設置
	B 外国人児童生徒のための日本語指導協力員派遣事業	千葉市教育委員会	日本語指導が必要な児童生徒を対象に指導協力員を派遣する。	会計年度任用職員15名を派遣
	C 日本語指導通級教室	千葉市教育委員会	生活言語を習得した中学生に、日本語で授業に無理なく参加できる力(学習言語)を育成する。	3年10月現在、19名が通級
	D 市民活動支援事業	(公財)千葉市国際交流協会	学校等からの依頼に基づき通訳ボランティアをコーディネートする。通訳を介することで学校生活におけるルール理解やクラス内でのトラブル予防とする。また保護者との面談時通訳を入れることで外国人保護者の家庭環境や子育てに関する困りごとを把握することで、家庭と学校との連携促進を図る。	随時実施
2 市川市	A 外国人子女適応支援	市川市教育委員会	小学校5校、中学校2校、義務教育学校1校に適応指導及び日本語指導を行う教室(ワールドクラス等)を設置。市川市の学校へ就学する外国人子女等の増加に伴い通訳講師を派遣し、日本語教育を含めた学習面での指導や学校生活への適応指導を行う。	
	B 【中止】 サバイバル日本語教室	市川市国際交流協会	「サバイバル日本語教室」日本語を母国語としない幼稚園児から小中学生のためにサバイバル日本語教室インいちかわを開催し、児童・生徒、ボランティア等60名が参加した。9月から日本の学校に編入する子どもと保護者の不安を和らげると共に、夏休みを利用して語学力の強化を図るほか、新学期に向けた準備をする機会となった。また、参加した生徒同士の交流の場にも役立った。	
	C 日本語指導教室	市川市教育委員会	教育委員会の依頼に基づいて市川市国際交流協会が実施しているもので、小中学校編入前の外国人児童・生徒に日本語指導を行う。	
3 船橋市	A 国際交流協会ボランティアの派遣	船橋市教育委員会	教育委員会の依頼に基づき、各言語又は日本語指導ができる国際交流協会ボランティアを派遣。教育委員会では、協会ボランティアのほか会計年度任用職員の日本語指導員5名(中国語2、ポルトガル語1、スペイン語1、タガログ語1)が適応指導に当たる	
4 松戸市	A 外国籍・帰国子女日本語指導事業	松戸市 学校教育部 指導課	小・中学校に赴き、外国籍及び帰国子女に対する学校生活への適応指導、日本語指導を実践する。	114名の児童生徒に日本語指導を実施した。
	B 外国人の子どものための勉強会	認定NPO法人 外国人の子どものための勉強会	外国にルーツを持つ小中学生を対象に、学習に必要な日本語指導及び学校の宿題を、児童・生徒の理解度に合わせて個別に指導を実施。	小学生クラス3回/週x3学期 中学生クラス3回/週x3学期
5 野田市	A 外国籍児童生徒、帰国児童生徒日本語教育事業	野田市教育委員会	学校からの要請に基づき日本語の指導者を派遣。日本語で自分の意思を表現できない児童生徒に対して指導を行うことにより、日本の生活習慣や日常生活と学校生活に適應できるようになることを目指す。	学校からの要求に基づき派遣
6 成田市	A 日本語教育補助員 日本語教育有償ボランティア	成田市教育委員会	外国人児童生徒の日本語習得及び学校生活の適応支援や保護者への連絡文書の翻訳などを目的に外国人児童生徒の在籍する学校に派遣する。	学校からの要請に基づき派遣
7 佐倉市	A AIUEさくら	佐倉国際交流基金	小中学生を対象に、日本語の勉強・学校の勉強についての支援を行っている。	毎週水曜日、土曜日 ※新型コロナのため、9月は休講
8 東金市	A 日本語指導教員派遣	市教育委員会	市で1名、日本語指導を担当する教員を配置・随時派遣している。	
9 習志野市	A 言語・文化指導者派遣事業	習志野市教育委員会	市教委への要請依頼を受けて、依頼のあった学校に言語文化指導者を派遣し、言語や生活面での適応支援を行う。	学校からの要請に基づき、随時派遣開始
	B 【変更】 日本語教室	習志野市国際交流協会	日本語支援が必要な児童・生徒を対象に日本語学習指導を行う。	(変更前) 毎週土曜日  (変更後) オンライン学習を行うペアあり。対面学習は12月までは中止、2022年1月の再開を目指している。 毎週土曜日

## 7 外国人児童生徒のための支援

令和3年10月1日現在

※ 新型コロナウイルスの影響により中止となった事業は「【中止】」、同理由により内容が変更となった事業は「【変更】」と「名称」欄に記載しています。

	市町村名	名称	実施主体	事業内容	令和3年度の内容
10	柏市	A 日本語支援及び学習支援	柏市教育委員会 柏市帰国・外国人児童生徒日本語と学習支援の会	支援が必要な児童生徒を対象に日本語支援及び学習支援を行う。	学校からの要請に基づき派遣
11	市原市	A 在住外国人児童生徒のための学習教室(アミーゴの会)	市原市国際交流協会	外国人児童・生徒の学習をサポートしている。(第1・2・3・4土曜日10:00~12:00/五井公民館)	
		B 白金こども日本語教室	市原市国際交流協会	日本語支援が必要な児童・生徒を対象に日本語学習指導を行う。	毎週金曜日
12	流山市	A 小中学校日本語指導業務委託事業	流山市国際交流協会	日本語支援が必要な児童・生徒を対象として日本語学習指導を実施する。	学校からの要請に基づき派遣
13	八千代市	A 外国人児童生徒等教育相談員派遣事業	八千代市教育委員会	日本語指導が必要な外国人児童生徒のいる学校に外国人児童生徒等教育相談員を派遣し、日本語指導や学習面・生活面の適応等の教育相談活動を行う。	随時
		B 夏休み子ども日本語教室 in 八千代2021	八千代市国際交流協会	市内施設にて児童生徒を対象に、じゃんぼ習字や日本語で自分の国を紹介する動画を作成するなど、体験をテーマに日本語の習得を促している。	3か国・5名が参加
14	我孫子市	A 日本語指導のための学校派遣事業	我孫子市国際交流協会	教育委員会の依頼に基づき、日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対し、日本語ボランティアを派遣する。	学校からの要請に基づき、学期ごとに派遣を決定 小学校2校 中学校1校
15	鴨川市	A 特別支援教室支援員	鴨川市教育委員会	特別支援教室支援員が、外国籍児童生徒に対して、言語面での授業のサポート、学校から配布される文書の翻訳、外国人児童の保護者と学校関係者の通訳支援。	
16	鎌ヶ谷市	A 日本語指導講師派遣事業	鎌ヶ谷市教育委員会	日本語指導が必要な児童生徒に対し、教育委員会の依頼に基づき、日本語指導講師派遣名簿に登録した講師を派遣し、学校生活や日常生活に関する日本語習得のための指導を行う。(原則週2回、1回あたり2時間)	学校からの要請に基づき、学期ごとに派遣を決定
17	君津市	A 日本語教室	君津市国際交流協会	教育委員会や学校等より依頼があれば、どのような支援が出来るか検討し対応する。	学校からの要求に基づき検討
18	浦安市	A 日本語指導員派遣事業	浦安市教育委員会	諸外国から編入・入学してきた児童・生徒の内、日本語指導を必要とする者に適切な学校教育の機会を確保するため、日本語指導員を予算の範囲内で当該小・中学校へ派遣する。	随時
		B 通訳ボランティア派遣	浦安市国際交流協会	継続的な事業としては行っていないが、学校からの要望があれば対応している(対応言語に限りあり)。	随時
19	四街道市	A 学校日本語支援	四街道市国際交流協会	市内小中学での日本語指導。教育委員会の依頼により、にほんご教室ジュニアクラスから日本語支援ボランティアを学校に派遣。教委会、学校、クラス責任者、ボランティア、生徒、保護者(随時)で事前打ち合わせをする。授業形態は取り出し又は教室内同席。	学校からの要求に基づき派遣
		B 【変更】ジュニアクラス	四街道市国際交流協会	総合福祉センターにて毎週土曜日開催(9:30~10:30、11:00~12:00)。小学生を対象に日本語指導、教科指導を行う。学校夏休み・冬休み中も開催。 ※新型コロナウイルスの影響により、4~9月は休止。	随時
		C 外国にルーツを持つ児童生徒等の支援体制構築に向けた基本協定	四街道市千葉大学	教育現場において増加している外国にルーツを持つ児童生徒に対する言葉や文化の相互理解への対応などを効果的に行うためのサポート体制などの構築に向けた基本協定。	教職員を対象とした異文化理解研修の実施
20	袖ヶ浦市	A 通訳ボランティア派遣	袖ヶ浦市国際交流協会	継続的な事業としては行っていないが、学校からの要請があれば日本語ボランティア派遣をしている。	随時
21	印西市	A 日本語指導員	印西市教育委員会	学校生活に支障がある外国人児童・生徒が在籍する学校に、週2回(1回あたり3時間)派遣する。 要望により、派遣期間の延長は可。	随時
22	白井市	A 日本語指導員	白井市教育委員会	日本語指導が必要な児童生徒を対象に該当校へ補助教員として派遣する。	随時
23	富里市	A ボランティア派遣	富里国際交流協会	継続的な事業としては行っていないが、学校からの要望があれば対応している。	随時

## 7 外国人児童生徒のための支援

令和3年10月1日現在

※ 新型コロナウイルスの影響により中止となった事業は「【中止】」、同理由により内容が変更となった事業は「【変更】」と「名称」欄に記載しています。

市町村名	名称	実施主体	事業内容	令和3年度の内容
24 香取市	A 帰国・外国人児童生徒受入体制整備事業	香取市教育委員会	日本語指導が必要な児童生徒が、学校の生活や学習に適応することを目的に、日本語指導が必要な小・中学生(国籍は問わない)に対し、指導補助員が、編入学等の初期段階において、該当児童生徒の学校生活や学習の支援を実施する。	
	B 日本語教室・通訳ボランティア派遣	香取市国際交流協会	要請があれば、通訳ボランティアの派遣や日本語教室の案内等の対応をしている。	随時
25 山武市	A 日本語支援	山武市教育委員会	NPO法人に委託し行っている学校支援業務の一部として、日本語支援が必要な児童・生徒を対象に日本語学習指導を行う。	市内全小中学校を対象とし、要請に基づき随時実施。
26 酒々井町	A 教育アドバイザー派遣事業	酒々井町教育委員会	町内各小中学校からの要請に応じて、日本語指導が必要な児童生徒に対し、随時派遣し、日本語指導及び学習指導を行う。	学校からの要請に基づき派遣
27 神崎町	A 日本語学習支援員	神崎町教育委員会	日本語指導が必要な外国籍児童生徒に対して、週5日、一日4時間、支援員を配置して日本語指導や学習指導を行っている。また、外国籍児童生徒の保護者に対して、学校から配布する文書の翻訳を行っている。	
千葉県	A 外国人児童生徒等教育相談員派遣事業	千葉県教育委員会	学校生活等への適応指導、教育相談及び日本語指導等が必要な県立学校の児童生徒を対象に相談員を派遣する。	
	B 日本語学習支援ボランティア、語学ボランティアの紹介	千葉県国際交流センター	教育委員会、学校等の依頼により、日本語ボランティア、語学(通訳・翻訳)ボランティアを紹介。	随時
	C 「学校からのおたより」推進事業	千葉県国際交流センター	学校システムの概要及び保護者あての連絡文書集を7言語(英・中・韓・西・ポルトガル・タイ・ベトナム)に翻訳した「学校からのおたより」をホームページに掲載し、活用を推進する。	
	D 地域日本語教育関係者ミーティング	千葉県	県内において、在住外国人(児童生徒等も含む)への日本語学習支援を行っている県民や、市町村や地域国際化協会で日本語教育を担当する者を対象に、活動に役立つ情報の提供や、意見交換等を図るための会議を行う。(1回目は情報提供中心、2回目は意見交換中心)	2回開催